災害等により、試験の延期、中止、変更等を行う可能性があります。 その場合は、本県ホームページでお知らせしますので、定期的に御確認ください。 ホームページの最新の情報が画面に表示されていないことがありますので、「最新の情報 に更新」ボタンを押す等により情報を更新して御確認ください。



←山口県薬務課 HP の QR コード

# 令和6年度毒物劇物取扱者試験案内

## 1 試験日時

令和6年10月22日(火) 13時30分~15時30分 ※ 13時00分までに試験室に入室すること。

### 2 試験会場

- ・山口県セミナーパーク 山口
  - 山口市秋穂二島1062番地
  - ※ 受験者数が予定より超過した場合は、会場を追加する場合があります。
  - ※ 試験会場への交通手段については、最終ページ参照のこと。

### 3 試験の種類

- (1) **一般毒物劇物取扱者試験**〔毒物及び劇物の全品目〕 製造業・輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。
- (2) **農業用品目毒物劇物取扱者試験**〔毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「施行規則」という。)の別表第1に掲げる毒物及び劇物に限る。〕 輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。
- (3) **特定品目毒物劇物取扱者試験**〔施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。〕 輸入業・販売業の毒物劇物取扱責任者になることができます。
  - ※ 試験の種類により、扱える毒物及び劇物が限定されます。
  - ※ 上記(2)、(3)の合格者は、製造業の毒物劇物取扱責任者になることができません。

#### 4 試験科目

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあっては、施行規則別表第1に掲 げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては、施行規則別表第2に掲 げる劇物に限る。)の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

## 5 受験願書の受付期間

令和6年6月26日(水)~7月9日(火) 8時30分~17時15分(土日を除く) ただし、郵送の場合は、令和6年7月9日(火)までの消印のあるものは有効

### 6 提出場所

<山口県内にお住まいの方>

- ・ 最寄りの健康福祉センター(山口健康福祉センター防府保健部は除く)
- 下関市立下関保健所保健医療政策課
  - ※ 県内にお住まいの方が山口県健康福祉部薬務課に受験願書を提出された場合は、 最寄りの健康福祉センター等に再提出することになるので注意すること。

## <山口県外にお住まいの方>

- 山口県健康福祉部薬務課(〒753-8501 山口市滝町1番1号)
  - ※ 郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きし、 簡易書留で送付すること。

## 7 受験手続き

受験願書の記入に当たり、別紙の「記入上の注意と記入例」を確認すること。

#### (1) 提出書類

ア 受 験 願 書……1部 (電話番号は、平日の日中(8:30~17:15) に連絡が取れる番号 を記入すること。)

イ 写 真……1部(写真の大きさは、縦4cm、横3cmとし、出願前6ヵ月以内 に撮影した正面向き及び上半身像で無帽のもの。写真票に 貼付すること。)

ウ 電算入力票……1部

Ж	願書受付後の	「試験の種類」	の変更はでき	ません。
/a\		· ロハ周スマノリモ 不足 」	VI SELETO C C	

※ 提出書類及び受験手数料に不備や過不足があった 場合は、受理しませんので注意すること。

(この場合、提出書類一式を受験者に返却します。)

※ 電算入力票の切り取り等は行わないこと。

※ 消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具を用いて記入しないこと。

提出書類チェックリスト				
	受験願書			
	写真票			
	電算入力票			

## (2) 受験手数料

県内居住者: 11,610円分の**山口県収入証紙**を受験願書の所定の欄に貼ること。 県外居住者: 次のいずれかの方法で手数料を送付すること。

- ・11,610円分の山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付
- ・<u>11,610円分の郵便為替</u>(指定受取人の欄は山口県健康福祉部 薬務課としてください。)を受験願書等の提出書類に同封して送付
- ※ 収入証紙は消印しないこと。消印をした収入証紙は無効となります。
- ※ 郵便為替は受験願書の収入証紙はり付け欄に貼付しないこと。
- ※ 一度申し込まれた受験手数料は返金しません。
- ※ 手数料の過不足があった場合は、受理しませんので注意すること。
- ※ 指定した方法以外で申し込みがあった場合は、受理しませんので注意すること。 (現金、収入印紙についても同様)

## ※ 山口県外にお住まいの方が山口県収入証紙を購入する場合

下記により、山口県収入証紙を購入した上で、願書の申し込みを行うこと。

- ① 現金11,610円
- ② 「購入者の連絡先(氏名、電話番号(平日の日中(8:30~17:15)に連絡が取れる番号)」及び「山口県収入証紙11,610円」と記載したメモ
- ③ 返信用封筒(定型封筒に宛先を記入し、返信に必要な簡易書留もしくは 一般書留分の切手を貼付したもの)

以上を次の宛先に現金書留にて郵送すること。

※郵便料金、郵送にかかる日数等に関するお問い合わせは、最寄りの郵便局へお 尋ねください。

## (郵送先及び購入に当たっての問い合わせ先)

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県職員会館

TEL: 0.83 - 9.33 - 4.730

※ 受験願書の提出先ではないので、注意すること

#### 8 受験票の送付等

- ・ 受験願書受理後、**受験票及び試験案内を郵送により交付(9月下旬の発送を予定)** なお、試験日の7日前になっても受験票が届かない場合は、山口県健康福祉部薬務課 (TEL083-933-3018) へ問い合わせること。
- ・ また、受験票に記載する氏名等の文字は、電算処理可能な文字(JIS 第一、第二水準) となります。(旧字体の場合等は、受験願書記載の文字と受験票記載の文字とが異なる 場合あり)

## 9 合格発表等

#### (1) 合格発表(合格者の受験番号)

- ・ 令和6年11月29日(金)10時、県庁本館エントランスホール掲示板に掲示。
- ・ 同時に、県薬務課 HP(https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/101538.html) に掲載。 なお、合格証は、同日から郵送にて交付します。

また、合格証に記載する氏名等の文字は、電算処理可能な文字(JIS 第一、第二水準) となります。(旧字体の場合等は、受験願書記載の文字と合格証記載の文字とが異なる 場合あり)

## (2) 試験の得点の提供

試験の得点を知りたい方は、口頭による提供の申し出をすることが可能です。

#### <提供期間>

令和6年11月29日(金)~令和6年12月27日(金)(土日祝日を除く) 8時30分~17時15分 ただし、11月29日は10時~

## <提供場所>

山口県健康福祉部薬務課

受験票及び運転免許証、旅券等本人であることを証明できる書面を持参のこと。

(受験者本人にのみ提供)

## 10 その他

## (1) 受験願書の請求

山口県薬務課 HP からダウンロードできます。

また、受験願書等(書面)を請求する場合の窓口は、各健康福祉センター、下関市立下関保健所保健医療政策課又は山口県健康福祉部薬務課となります。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と 朱書きし、宛先明記の返信用封筒(角2型封筒(縦33.2cm、横24cmのもの)に、120 円切手を貼ったもの)を同封すること。(複数部数希望の場合は、別途、問い合わせる こと。)

※ 山口健康福祉センター防府保健部 (防府市駅南町 13-40) の窓口では、願書の配布のみ。

## (2) 試験についての問合せ先

問合せ先 【 】内は健康福祉センター等の管轄地域	所在地	電話番号
山口県健康福祉部薬務課	〒753-8501 山口市滝町 1-1	083-933-3018
岩国健康福祉センター(岩国環境保健所) 【岩国市、和木町】	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	0827-29-1526
柳井健康福祉センター(柳井環境保健所) 【柳井市、上関町、平生町、田布施町、周防大島町】	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3	0820-22-3631
周南健康福祉センター(周南環境保健所) 【下松市、光市、周南市】	〒745-0004 周南市毛利町 2-38	0834-33-6427
山口健康福祉センター(山口環境保健所) 【山口市、防府市】	〒753-8588 山口市吉敷下東 3-1-1	083-934-2534
宇部健康福祉センター (宇部環境保健所) 【宇部市、山陽小野田市、美祢市】	〒755-0033 宇部市琴芝町 1-1-50	0836-39-9861
長門健康福祉センター(長門環境保健所) 【長門市】	〒759-4101 長門市東深川 1344-1	0837-22-2811
萩健康福祉センター (萩環境保健所) 【萩市、阿武町】	〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1	0838-25-2666
下関市立下関保健所保健医療政策課 【下関市】	〒750-8521 下関市南部町 1-1	083-231-1711

## (3) 受験中の不正行為等

不正が判明した場合、受験は無効となります。また、合格証交付後に、不正行為が判明した場合、合格は取消します。

## (4) 受験に伴う配慮

車椅子での受験を希望される場合、また、受験に伴う配慮事項を希望される場合は、 受験願書提出時に申し出ること。

## <試験会場への交通手段>

- 〇 山口県セミナーパーク
  - 中国自動車道小郡ICから約13km
  - 山陽自動車道山口南 I Cから約5 km
  - JR山陽本線 四辻駅から約3km 徒歩約30分